

平成 28 年 5 月 23 日

各 位

会 社 名 元旦ビューティ工業株式会社
 代表者名 代表取締役社長 船木 亮亮
 (JASDAQ・コード 5935)
 問合せ先 取締役管理本部長 武末 誠一
 電 話 0466-45-8771

定款一部変更に関するお知らせ

平成 28 年 5 月 23 日開催の当社取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 6 月 29 日開催予定の第 46 回定時株主総会において付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

平成 28 年 4 月 1 日付代表取締役社長人事に伴う、取締役会運営の効率化を図るため、第 19 条を一部改訂するものであります。また、平成 27 年 5 月 1 日施行「会社法の一部を改正する法律」により、責任限定契約を締結できる取締役および監査役の範囲が変更されましたので、業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、第 24 条および第 35 条を新設するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更定款案
<p>(取締役会の招集および議長)</p> <p>第19条 取締役会は<u>取締役会長</u>がこれを招集しその議長となる。ただし、<u>取締役会長</u>に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>《新設》</p>	<p>(取締役会の招集および議長)</p> <p>第19条 取締役会は<u>取締役社長</u>がこれを招集しその議長となる。ただし、<u>取締役社長</u>に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p> <p><u>(取締役との責任限定契約)</u></p> <p>第24条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く)</u>との間で、<u>同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、<u>会社法第425条第1</u></p>

<p>第 24 条 ～ (省略) 第 33 条</p> <p style="text-align: center;">《新設》</p> <p>第 34 条 ～ (省略) 第 41 条</p>	<p style="text-align: center;"><u>項各号に定める額とする。</u></p> <p>第 25 条 ～ (現行とおり)</p> <p>第 34 条</p> <p style="text-align: center;"><u>(監査役との責任限定契約)</u></p> <p>第 35 条 <u>当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、監査役との間で、同法第 4 2 3 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第 4 2 5 条第 1 項各号に定める額とする。</u></p> <p>第 36 条 ～ (現行とおり)</p> <p>第 43 条</p>
---	--

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日
定款変更の効力発生日

平成 28 年 6 月 29 日 (水曜日)
平成 28 年 6 月 29 日 (水曜日)

以上